

## 栃木県スポーツコミッション入退会規程

### (目的)

第1条 この規程は、栃木県スポーツコミッション（以下「コミッション」という。）規約第11条の規定に基づき、コミッションの会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (入会手続き)

第2条 コミッションの会員として入会しようとする団体は、別記様式第1号により入会申込書を会長宛て提出しなければならない。

2 前項の入会申込書が提出された場合、会長は当該団体に期待される役割等を踏まえ、入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

### (退会手続き)

第3条 コミッションの会員は、別記様式第2号により退会届を提出して、任意に退会することができる。

### 附 則

この規程は、令和5年7月31日から施行する。